



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

- *21 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- *22 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 1612 平成17年度第3次自衛官募集 (市町村課)
- 1613 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1614 貸金業の登録の取消し (商工労働総務課)
- 1615 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1616 保安林予定森林 (森林整備課)

○ 教育委員会告示

- *13 昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部改正
- *14 "

○ 公安委員会告示

- 93 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

○ 公告

- 入札公告の一部変更 (道路政策課)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第21号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表近畿自動車道(松原那智勝浦線)の項及び一般国道42号(湯浅御坊道路)の項中「吉備町」を「有田川町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第22号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県海南警察署の部野上幹部交番(海草郡野上町動木1390番地の3)の款中「海草郡野上町動木1390番地の3」を「海草郡紀美野町動木1390番地の3」に改め、同款野上受持(海草郡野上町動木)の項中「野上町」を「紀美野町」に改め、同款神野市場警察官駐在所(海草郡美里町神野市場)の項及び毛原宮警察官駐在所(海草郡美里町毛原宮)の項中「美里町」を「紀美野町」に改め、同款真国宮警察官駐在所(海草郡美里町真国宮)の項を次のように改める。

真国宮警察官駐在所 (海草郡紀美野町真国宮)	紀美野町のうち 井堰、初生谷、円明寺、勝谷、釜滝、北野、国木原、西野、花野原、東野、真国宮、松瀬、養垣内、養津呂、四郷
---------------------------	--

別表第1和歌山県湯浅警察署の部吉備交番(有田郡吉備町大字天満)の項及び長田警察官駐在所(有田郡吉備町大字長田)の項中「吉備町」を「有田川町」に改め、同部金屋幹部交番(有田郡金屋町大字金屋574番地の4)の款中「有田郡金屋町大字金屋574番地の4」を「有田郡有田川町大字金屋574番地の4」に改め、同款金屋受持(有田郡金屋町大字金屋)の項及び吉田警察官駐在所(有田郡金屋町大字小川)の項中「金屋町」を「有田川町」に改め、同款粟生警察官駐在所(有田郡清水町大字粟生)の項を次のように改める。

粟生警察官駐在所 (有田郡有田川町大字粟生)	有田川町のうち 粟生、岩野河、川口、川合、北野川、立石、谷、中原、二澤
---------------------------	--

別表第1和歌山県湯浅警察署の部金屋幹部交番(有田郡金屋町大字金屋574番地の4)の款二川警察官駐在所(有田郡清水町大字二川)の項及び清水警察官駐在所(有田郡清水町大字清水)の項中「清水町」を「有田川町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1612号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第11

7条及び第118条の規定により、自衛官の平成17年度第3次募集について、次のとおり告示する。

平成17年12月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

2等陸・海・空士

(2) 採用予定時期

3・4月要員(男子)

2 受付期間

平成18年1月20日(金)まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方連絡部若しくは同募集事務(案内)所に請求すること。(別表参照)

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

試験期日	試験種目	試験場
平成18年 1月21日 (土)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)	和歌山市内 *試験日時、会場は 受付時に知らせる。
	2 口述試験	
	3 適性検査	
	4 身体検査	

6 合格発表

- (1) 合格者には、採用予定通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8073 和歌山市嘉家作丁32-2 ※平成17年10月から平成19年2月(予定)まで仮庁舎に移転中	073-422-5116
橋本募集事務所	〒648-0073 橋本山市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F	073-432-4479
海南募集案内所	〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田ビル3F	073-483-4481
御坊募集事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺募集事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-301	0739-24-6219
新宮募集事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

和歌山県告示第1613号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年1月29日まで縦覧に供する。

平成17年12月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年11月29日

2 名称

特定非営利活動法人キャリアシスト

3 代表者の氏名

桑原伸剛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡吉備町大字熊井776番地2

6 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、IT技術の取得支援などに関する事業を行い、より多くの住民が参画できる情報化社会の実現を図ることを目的とし、また、女性・

中高年齢者の再就職及び若年者の就職促進のための職業能力の開発、向上の支援活動などを行い地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1614号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 キャッシングエース
- 2 氏名 高橋弘典
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市園部879番地コーポYM101号
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01389号
- 5 登録年月日 平成16年6月4日
- 6 行政処分の日 平成17年12月13日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第38条第1項に該当するため

和歌山県告示第1615号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以「法」(変更前))

位置	収容台数
駐車場① 店舗建物北側(縦覧図書別添全体配置図(変更前))	98台
駐車場② 店舗建物西側(縦覧図書別添全体配置図(変更前))	106台
駐車場③ 店舗建物南側(縦覧図書別添全体配置図(変更前))	82台
駐車場④ 店舗建物南側(縦覧図書別添全体配置図(変更前))	36台
駐車場⑤ 店舗建物北西側(縦覧図書別添全体配置図(変更前))	40台
合計	362台

(変更後)

位置	収容台数
駐車場① 店舗建物北側(縦覧図書別添全体配置図(変更後))	55台
駐車場② 店舗建物西側(縦覧図書別添全体配置図(変更後))	104台
駐車場③ 店舗建物南側(縦覧図書別添全体配置図(変更後))	82台
合計	241台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場№	出入口の数	位置
駐車場①	1箇所	駐車場①敷地西側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)出入口①)
駐車場②	1箇所	駐車場②敷地南側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)出入口②)
駐車場③	1箇所	駐車場③敷地南側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)出入口③)
駐車場④	1箇所	駐車場④敷地北側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)出入口④)
駐車場⑤	1箇所	駐車場⑤敷地東側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)出入口⑤)
合計	5箇所	

という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年12月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスタージョン田辺店
和歌山県田辺市文里1丁目736番55 他12筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ミスタージョン株式会社 代表取締役 青木 徹
三重県安芸郡芸濃町大字北神山1287番地3
- 3 変更しようとする事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更後)

駐車場№	出入口の数	位置
駐車場①	1箇所	駐車場①敷地西側(縦覧図書別添全体配置図(変更後)出入口①)
駐車場②	1箇所	駐車場②敷地南側(縦覧図書別添全体配置図(変更後)出入口②)
駐車場③	1箇所	駐車場③敷地南側(縦覧図書別添全体配置図(変更後)出入口③)
合計	3箇所	

4 変更する年月日

平成18年8月12日

5 変更する理由

契約駐車場の契約解除による駐車場縮小のため
エクステリアとして利用するため

6 届出年月日

平成17年12月12日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

西牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市経済部経済課(和歌山県田辺市新屋敷町1)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年12月26日から平成18年4月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1616号

次の森林を保安林子定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林子定森林の所在場所 東牟婁郡串本町里川字せ志ゆう田492・498(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第13号

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚

本文中「野上町、美里町」を「紀美野町」に、「吉備町、金屋町、清水町」を「有田川町」に改める。

和歌山県教育委員会告示第14号

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。

平成17年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚

本文中「、高野口町」及び「、日置川町」を削る。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第93号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成17年12月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
教習指導員審査(大型)	教習に関する技能及び知識	平成18年2月15日(水)から同年2月17日(金)までの3日間	和歌山市西1番地交通センター内和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査(普通)			
教習指導員審査(普自二)			
教習指導員審査(大特)			
教習指導員審査(牽引)			
教習指導員審査(普通二種)			

教習指導員審査 (大型二種)			
技能検定員審査 (大型)	技能検定に関する技能及び知識		
技能検定員審査 (普通)			
技能検定員審査 (普自二)			
技能検定員審査 (大特)			
技能検定員審査 (牽引)			
技能検定員審査 (普通二種)			
技能検定員審査 (大型二種)			

部を次のように変更する。

平成17年12月26日

和歌山県知事 木村良樹

第5項(1)イ中「県民文化会館 4階 406号室」を
「県民文化会館 5階 502号室」に変更する。

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成18年1月10日(火)から同年1月16日(月)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所です定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

12,550円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

イ 技能検定員審査手数料

22,050円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話073-473-0110 内線363)

公 告

公 告

平成17年12月6日付け和歌山県報号外に公告した国道371号(仮称中南大橋)特殊改良一種工事の入札について一